

報告第 1 号

中之条町・六合村合併協議会規約について

中之条町・六合村合併協議会規約について、別紙のとおり報告する。

平成21年8月27日 報 告

中之条町・六合村合併協議会長 入内島道隆

## 中之条町・六合村合併協議会規約

### (設置)

第1条 中之条町及び六合村（以下「両町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

### (名称)

第2条 合併協議会の名称は、中之条町・六合村合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 合併の是非を含めた両町村の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく新町基本計画の作成
- (3) 両町村の住民への協議経過等の情報の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、両町村の合併に関し必要な事務

### (事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する町又は村に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）をもって組織する。

### (会長)

第6条 会長は、両町村の長のうちから両町村の長が協議して選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、非常勤とする。

### (副会長)

第7条 副会長は、次条第1項第1号に掲げる者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 両町村の長のうち会長とされた者以外の者
- (2) 両町村の教育長
- (3) 両町村の議会の議長、副議長及び両町村の議会の議長が指名した者 各5人
- (4) 両町村の長がそれぞれ指名する学識経験を有する者 各6人
- (5) 両町村の長が協議して定めた学識経験を有する者 4人

2 委員は、非常勤とする。

(参与)

第9条 協議会に、参与を置くことができる。

2 参与は、両町村の長が協議して定めた者を会長が委嘱する。

3 参与は、協議会の会議（以下「会議」という。）に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 会議は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委員以外の者の出席)

第12条 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

2 会長は、必要に応じて会議に両町村の関係職員等を出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、両町村の長がそれぞれ指定した者をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、両町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項に規定する負担金の額は、両町村の長が協議して定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、両町村の監査委員のうち、両町村の長が協議し、会長が委嘱した2人の監査委員がこれを行う。

- 2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 3 監査委員は、非常勤とする。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 第8条第1項第4号及び第5号に規定する委員並びに監査委員は、報酬を受けることができる。ただし、町村の常勤職員又は議会の議員である者については、報酬を支給しない。

- 2 会長、委員及び監査委員は、その職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
- 3 前2項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年8月27日から施行する。